

# 自立訓練（生活訓練）

## 基本方針

自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、2年間（長期間入院していたその他これに類する事由のある障がい者にあっては、3年間）にわたり生活能力の維持、向上等のための必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

## サービスの概要

### 【自立訓練（生活訓練）】

利用者を障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行われる入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援。

### 【宿泊型自立訓練】

利用者に居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援。

## 人員・設備・運営の概要

人員基準	従業者	生活支援員	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 総数（健康上の管理などの必要がある利用者がいるため看護職員を置いている事業所については、生活支援員及び看護職員の総数）は、常勤換算で、①に掲げる利用者数を6で除した数と②に掲げる利用者数を10で除した数の合計数以上。<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> ①②に掲げる利用者以外の利用者</li><li><input type="checkbox"/> ②指定宿泊型自立訓練の利用者</li></ul><p>※利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数（定員の90%）とする。</p><ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 1人以上は常勤。</li></ul></li></ul>
		地域移行支援員	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 指定宿泊型自立訓練を行う場合 1人以上。</li></ul>
	サービス管理責任者		<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 利用者数60人以下 1人以上。</li><li><input type="checkbox"/> 利用者数61人以上 1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上。</li></ul> <p>※利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数（定員の90%）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 1人以上は常勤。</li></ul>
			<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 利用者の居宅を訪問することによりサービスを提供する場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと。</li></ul>
			<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 上記の従業者は専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</li></ul>

人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 資格要件 <input type="checkbox"/> 社会福祉法第19条第1項各号のいずれか（社会福祉主事任用資格）に該当する者。 <input type="checkbox"/> 社会福祉事業に2年以上従事した者。 <input type="checkbox"/> これらと同等以上の能力を有すると認められる者。 <input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること。 <input type="checkbox"/> ただし、指定自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の他の職務に従事し、又は当該指定自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。
	訓練・作業室	<input type="checkbox"/> 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 <input type="checkbox"/> 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
	相談室	<input type="checkbox"/> 談話の漏えいを防ぐための間仕切り等の措置を講じること。
	洗面所	<input type="checkbox"/> 利用者の特性に応じたものであること。
	便所	<input type="checkbox"/> 利用者の特性に応じたものであること。
	多目的室その他の運営上必要な設備	
設備基準	【宿泊型自立訓練を行う場合】	<input type="checkbox"/> 上記の設備を設けること。 <input type="checkbox"/> ただし、宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあっては、訓練・作業室を設けないことができる。
	居室	<input type="checkbox"/> 居室の定員 1人。 <input type="checkbox"/> 居室の面積 収納設備等を除き、7.43m <sup>2</sup> 以上。
	浴室	<input type="checkbox"/> 利用者の特性に応じたものであること。
		<input type="checkbox"/> 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は兼用することができる。 <input type="checkbox"/> 上記の設備は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。
運営基準	利用定員	<input type="checkbox"/> 定員 20人以上。 <input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練を併せて行う場合。 <input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練 10人以上。 <input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練） 20人以上。

## その他の

他法令の順守	<input type="checkbox"/> 消防法担当部署との協議記録 协議日時【 年 月 日 】 担当部署【 】 担当者名【 】 协議内容 <input type="radio"/> スプリンクラー設置義務の有無 有・無（いずれかに○） <input type="radio"/> 必要手續の有無 有・無（いずれかに○） <input type="radio"/> その他指導事項等（下記に記載）

他法令の順守

<input type="checkbox"/> 建築基準法担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○必要手続の有無 有・無 (いずれかに○) ○その他指導事項等 (下記に記載)
<input type="checkbox"/> 都市計画法(開発許可) 担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○当該建築物が市街化調整区域に立地するか 区域内・区域外 (いずれかに○) ○必要手続の有無 有・無 (いずれかに○) ○その他指導事項等 (下記に記載)
<input type="checkbox"/> その他関係法令担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○必要手続の有無 有・無 (いずれかに○) ○その他指導事項等 (下記に記載)
<input type="checkbox"/> 上記担当部署との協議に使用した図面等は、申請内容と同一であること。 <input type="checkbox"/> 上記担当部署との協議内容について必要手続及び検査を完了していること。

宿泊型自立訓練に関する経過措置

- |  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設の場合。<br><input type="checkbox"/> 居室の定員 2人以下。<br><input type="checkbox"/> 利用者1人あたりの床面積 4.4m <sup>2</sup> 以上。<br><input type="checkbox"/> 精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮の場合。<br><input type="checkbox"/> 居室の定員 4人以下。<br><input type="checkbox"/> 利用者1人あたりの床面積 6.6m <sup>2</sup> 以上。 |
|--|

上記について、確認しました。

事業者名称 :

代表者名称 :